

西都都市計画用途地域一部変更のお知らせ

西都都市計画用途地域の一部を変更いたしましたのでお知らせいたします。西都市で決定している用途の区分は、このパンフレットのとおりです。 なお、詳細についてお知りになりたい方は、西都市役所都市計画課計画係まで連絡ください。

連絡先

TEL 0983 (43) 1111

(内線) 5404

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、 建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一	第一	第一	第二	第	第	準	近	商	集 :						
		種	種	種	種	-	=	,,	隣	1.	_	3	É			×	
		低	低	中高	中高	種	種	IT		業	I ,	業					
	Z C 5/10/07/11/Z		層住	層住	層	層	住			商		業	- E]	備	者	
建てられない用途 ①, ②, ③, ④, ▲ 面積, 階数等の制限あり		居	居	住居	住居				業			. F	Ħ	1/19	5		
		専	専	専	専	居	居	th		地	也	也					
		用地	用地	用地	用地	地	地		地		1	İ	<u> </u>				
		域	域	域	域	域	域	域	域	域」	或 並	或 均	龙				
住宅,共同住宅,寄宿舍,下宿		0	0	0	0	0	0	0		0	5 0	0					
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0	5 0		非信	主宅部分	かの用途制限は	あり	
	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの			1	2	3	0	0			0	5	0			· 尼店舗、喫茶店、理想	
店	店舗等の床面積が 150㎡を超え, 500㎡以下の	もの			_	3	_	-	_	\rightarrow	-	5 0	- 1	7	下。	ナービス業用店舗のみ	
舗等	店舗等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下の	もの				3	_	_	0	_	-			_	保代理店·	て、物品販売店舗、値銀行の支店・宅地	X食店、預 建物取引業
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの						0		_	-	_		7	-	等のサート 2階以下。	ごス業用店舗のみ。	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの							-	0	-		_		(3)	2階以下。	店舗、飲食店を除く	
	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの					•	0	_	_	-	-		_	_	100000000000000000000000000000000000000	日間、以及旧で除く	
事	事務所等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下	Ω±.Ω				<u>A</u>		_	-	-	_	+	_	-			
務	事務所等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下					_	0	0	_	-	_		_	-	Official	_	
所	事務所等の床面積が1,500㎡を超え,3,000㎡以下のもの					A	0	0	-	-	_		_	_	2階以下		
等		0.50					,0	_	-	-	_		-	-			
-	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの								0	-	0	_					
ホテル、旅館							-	-	-	0	_			3, 000 m			
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習	場、バッティング練習場等						Ó	0	\rightarrow	_		_		3, 000m	ri以下	
	カラオケボックス等	o						0	0		0						
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所	等						0	0								
	劇場,映画館,演芸場,観覧場	*									0			A	客席200	0㎡未満	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等										0 4	Z		A	個室付	浴場等を	
公	幼稚園,小学校,中学校,高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0						
共	大学,高等専門学校,専修学校等				0	0	0	$\overline{}$	_	-	0						
施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	図書館等		0	0	0	0	0	-	_	_	0	1000					
	巡査派出所,一定規模以下の郵便局等		-	-	-	0		_	_	_	0	_					
			-	-	$\overline{}$	_	-	-	_	_		+	-	-			
病院				- 7	_												
1575	公衆浴場,診療所,保育所等													,			
	多 1 十		-	-	0	_	-	_	0 0	-		_				,	
学校	人福祉センター、児童厚生施設等			-	0	-	-	_		_		-	-		600m	3115	
等	自動車教習所				9		_	-	-	-	-	-	-		3, 000m		
-	単独車庫(附属車庫を除く)			-		Α.	_	9	_	-		_	-				
						_	_	_	_	-		+	_			引以下 2階以下 以下 1階以下	
	建築物附属自動車車庫					_	3	-	_		metroscopico de la constanta	_	_	2 3	3,000m1	以下 2階以下	
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		×	— <u>可</u>	凹地(ル影	地ド	-		-	に帯	_	-		2階以下		
	倉庫業倉庫 一本人(45 ¾ + + 15 - 7 / 0)							-	-	-		_	-	-			
	畜舎(15㎡を超えるもの)							0	0						3, 000m	1以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で								مار		ماد	ماد		原重	が機の制	I	
エ	作業場の床面積が50㎡以																
場	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						1	1	1	2)(2	2) (原重	機・作	業内容の制限	あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										2) (C	1 TF *	美場の床 50㎡以	国領 U下 ② 150m	北下
倉	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											0	O			., @ ,	
庫等	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											C	0				
								\top	T	T	T	1	\top		集場の床		
	自動車修理工場						1	1	2		3	olo	olo		50㎡以 300㎡以	下 ② 150m	以下
	,							-							が機の制		
		量が非常に少ない施設				1	2	0	010	0	5 0	0	10				
	火薬,石油類,ガスなどの危険物の貯蔵・	量が少ない施設								$\overline{}$	_	_	0	(I)	1.500m	。 『以下 2階以 ⁻	7
	処理の量	量がやや多い施設									C			2	3,000m	以下	
		量が多い施設										C	+				
卸売				計博	可又怕	或内	にお	いて	は都に	方針	画決	_		-			
-100	PEDUTE 対, 八元初, C田切, 刀刀がだて勿, CVF/広仰りず			ніш	1 15-2 4	~ I' I	05	J . C	の出り	14 11	二八	سر /J	25				

注)本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。